

令和9年度 京都市教育委員会 教育実習研修会 (教育実習に関する事務手続きについて)

1 令和9年度京都市立学校・幼稚園教育実習受入方針

ア 教育実習生は、日本国憲法及び教育基本法に明示されている教育の理念・目的を深く認識し、人権尊重の精神に徹して実習を行う。また、実習期間中は、受入校・園の正常な教育活動に支障のないようにする。

イ 各大学においては、上記の趣旨の徹底を図るため、十分な事前指導を行う。とりわけ実習中の服務規律の遵守、個人情報保護、携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底させる。

※近年、SNS等で教育実習生と児童生徒が個人的な関わりをもち、トラブルに発展する事案が増えています。児童生徒から連絡先交換等の依頼があっても絶対に応じないことや、教育実習に関する内容をSNSへ投稿することは一切しないようにしてください。

ウ 教職に関する課程を円滑に履修していることを前提とする。

エ 教員になることを志望している者を対象とする。

オ 幼稚園、小学校及び高等学校における実習については、学生が学校・園に直接訪問・依頼し、実習の許可を得る「内諾式」、中学校、総合支援学校、養護教諭及び栄養教諭免許に係る実習については、大学からの依頼を受けた教育委員会が実習校や時期を割り当てる「配当式」により教育実習生の受入を決定する。

カ 「配当式」において、実習希望者数が受入可能数を上回る場合は、受入の優先順位を、原則として次のとおりとする。

- ① 京都市立小学校・中学校・高等学校・総合支援学校の出身者で、京都市内の大学に在学する者。
- ② 京都市立小学校・中学校・高等学校・総合支援学校の出身者で、京都市外の大学に在学する者。
- ③ 京都市立以外の小学校・中学校・高等学校・盲学校・聾学校・特別支援学校の出身者で、京都市内の大学に在学する者。
- ④ 京都市立以外の小学校・中学校・高等学校・盲学校・聾学校・特別支援学校の出身者で、京都市外の大学に在学する者。

※ 実習希望者数と受入可能数の差が著しく、調整が困難な場合(特に、中学校「美術」「音楽」「家庭」等の専任教員が少数の教科)は、上記の優先順位に基づき、受入れをお断りする場合があります。

<受入れをお断りする場合の流れ>

- (ア) 教育実習研修会への参加申込状況を踏まえ、受入困難な校種・教科・職種について、令和8年8月中旬に該当大学へ当室から連絡しますので、特に優先順位③④の学生は、他の受入先を検討していただくなど、大学内で調整をお願いします。
- (イ) 教育実習配当希望の状況を踏まえ、引き続き受入困難な校種・教科・職種がある場合は、令和8年12月中旬に再度、該当大学へ当室から連絡しますので、大学内で再度の調整をお願いします。
- (ウ) 上記(ア)(イ)の調整連絡において、どうしても他の受入先が見つからない場合など、引き続き本市の教育実習を希望することは可能ですが、教育委員会と受入学校間での配当調整時(令和9年4月頃)に受入困難な場合は、優先順位に基づき、受入れをお断りします。

キ 受入校・園の正常な教育活動に支障をきたす可能性や、現に教育実習中に支障をきたしていると教育委員会が判断した場合、大学に対して受入の拒否、または中止を通告することがある。

2 実施期間・時期

実施期間・時期は、下記のとおりです。

○令和9年度受入れ期間・時期

幼稚園・小学校 (4週間又は2週間)	各学校・園が実施時期を指定			
中学校 (3週間)	第1期	5月17日(月)	～	6月4日(金)
	第2期	5月31日(月)	～	6月18日(金)
	第3期	8月30日(月)	～	9月17日(金)
	第4期	9月24日(金)	～	10月15日(金)
	第5期	10月18日(月)	～	11月8日(月)
高等学校 (3週間)	各学校が実施時期を指定			
総合支援学校 (2週間)	第1期	5月24日(月)	～	6月4日(金)
	第2期	6月7日(月)	～	6月18日(金)
	第3期	6月21日(月)	～	7月2日(金)
	第4期	10月1日(金)	～	10月15日(金)
	第5期	10月29日(金)	～	11月12日(金)
養護教諭免許 (3週間)	前期	9月24日(金)	～	10月15日(金)
	後期	10月18日(月)	～	11月8日(月)
栄養教諭免許 (1週間)	第1期	5月17日(月)～5月21日(金)	第8期	9月13日(月)～9月17日(金)
	第2期	5月24日(月)～5月28日(金)	第9期	9月27日(月)～10月1日(金)
	第3期	5月31日(月)～6月4日(金)	第10期	10月4日(月)～10月8日(金)
	第4期	6月7日(月)～6月11日(金)	第11期	10月18日(月)～10月22日(金)
	第5期	6月14日(月)～6月18日(金)	第12期	10月25日(月)～10月29日(金)
	第6期	8月30日(月)～9月3日(金)	第13期	11月8日(月)～11月12日(金)
	第7期	9月6日(月)～9月10日(金)	第14期	11月15日(月)～11月19日(金)

※上記は、令和9年です。

※ 日数は1週間を5日として算定し、祝日を挟む場合は、前後で調整しています。

※ それぞれの設定時期で、実習開始日が1週間程度前後することがあります。

(具体的な時期については、配当通知で行うか、または受入校・園からお知らせします。)

※ 上記以外の実施期間(日数)での受入はできません。

(例:高等学校は、3週間以外での受入は不可。)

3 教育実習校の決定 ※実習先等によって異なります

(1) 幼稚園、小学校、高等学校

教育実習を希望する学生（「希望学生」）が実習を希望する学校・幼稚園へ直接連絡し、内諾をもらうことで実習校を決定します。【内諾式】

<今後の手順>

希望学生 ⇔ 市立学校・園

1 下記の期間内に、学校・幼稚園へ電話連絡し、訪問日の調整をする。

「学校訪問及び連絡期間」に、実習を希望する学校・幼稚園へ電話連絡し、訪問日を調整する。

2 学校・幼稚園を訪問し、面談を受ける。

面談の結果、学校・幼稚園長が受入を内諾した場合は、本市所定の「<様式4>教育実習内諾書」を発行します。

※ 大学独自の内諾書には回答しません。

※ 内諾書の郵送を希望する場合は、返信用封筒に切手を貼付して、依頼する学校への訪問時等に提出してください。

<学校訪問及び連絡期間>

校種	期間
幼稚園・小学校	令和8年8月20日（木）～9月11日（金）
高等学校	令和8年8月20日（木）～8月31日（月）

※ 上記期間中の訪問が原則です。特段の事情により期間中の訪問が難しい場合は、早めに学校・園に電話連絡し、日程等を相談すること。

<訪問にあたっての持参物>

- ① <様式2>令和9年度 教育実習研修会 参加証
- ② <様式3>令和9年度 教育実習希望票（幼稚園・小学校・高等学校）

留意事項

- 上記の期間に学校・園に連絡をしていない場合、京都市立学校園での教育実習は受入れできません。
- 研修会を未受講のまま内諾を得た場合、学校訪問期間以前に内諾を得た場合は、当該内諾は無効です。
（幼稚園・小学校）
- 内諾を得られないことが確定した場合のみ、別の学校・幼稚園に電話連絡の上、訪問してください。
（高等学校）
- 第1希望の1校に電話連絡のうえ、訪問してください。その後、市立高等学校全体で調整の上、受入の可否を連絡します。

(2) 中学校、総合支援学校、養護教諭、栄養教諭

京都市教育委員会が市立学校と調整を行い、実習校を決定して大学等に通知します。
教育実習を希望する学生（「希望学生」）とは、大学等を通じて調整します。【配当式】

<今後の手順>

教育委員会 ⇄ 大学等

- 1 令和8年11月下旬ごろに教育委員会から「令和9年度教育実習の配当希望票の提出について」を通知します。
- 2 大学等は、教育実習を希望する学生（「希望学生」）を取りまとめ、以下の表に従い、「<様式5>教育実習配当希望票」を期間内に提出してください。なお、提出に際しては、各大学等の責任において、希望学生の教職志望の意思を再度確認してください。
- 3 教育委員会は、下表の「配当通知時期」に実習校を大学等へ通知します。

大学等 ⇄ 希望学生

- 1 希望学生は、大学等の指示に従い、教育実習の希望時期等を回答してください。
- 2 大学等は、教育委員会からの配当通知を受け取り次第、実習校を速やかに希望学生に通知してください。
- 3 **希望学生は、大学等から実習校決定の連絡を受けた後は、実習開始時期に関わらず速やかに実習校へ電話**であいさつし、今後の指示を仰いでください。
その際、実習校から連絡することがありますので、日中に連絡が付きやすい電話番号等を実習校へ伝えてください。
- 4 大学等は、希望学生の実習校への連絡の結果を確実に把握してください。

[教育実習配当希望票の提出期間と配当通知時期]

校種・職種	配当希望票 通知時期	大学等から教育委員会への配当希望票 提出時期	配当時期
総合支援学校	令和8年11月下旬	令和8年12月中旬	令和9年3月下旬
中学校、栄養教諭			令和9年5月上旬
養護教諭			令和9年5月中旬

留意事項

- 実習希望者数が受入可能数を大きく上回る場合には、受入方針の優先順位により実習校の配当ができない場合があります。
- 配当希望票において、実習時期の希望を確認しますが、必ずしも希望どおりにならないことがあります。また、不可と回答する時期が多い場合は、配当ができないことがあります。
- 希望学生が実習校へ連絡をしなかった場合は、実習校への配当を取り消します。

4 その他

(1)教育実習の辞退について

実習開始までに、万が一、教育実習を辞退する場合には、必ず大学等にその旨を連絡してください。大学等は、速やかに受入校・園及び教育委員会に電話で連絡のうえ、教育委員会に辞退届を提出してください。

(2)教育実習費について

各実習期間に対する教育実習費は、次のとおりです。大学等を通じて納付していただきます。(実習校へは直接持参しないでください。)

期間	金額
教育実習の期間が1週間の場合	5,500円
教育実習の期間が2週間の場合	11,000円
教育実習の期間が3週間の場合	18,000円
教育実習の期間が4週間の場合	22,000円

※ 教育実習費は、1日でも教育実習に着手すれば、教育実習依頼期間に応じた額を適用します。

(3)学生ボランティアの推奨について

本市では、教職を目指す学生の方を中心に「学生ボランティア」での活動を推奨しています。学校・幼稚園でのボランティア活動は、学校・園や子どもの様子を事前に体験して、より充実した教育実習を行うために有効であるとともに、学校教育活動を充実させるための手助けともなるものです。

なお、京都市教育委員会とボランティア協定を締結している大学等の所属学生が活動いただけます。参加にあたっては、「学生ボランティア」募集チラシ、教員養成支援室のホームページをご覧ください。



▲学生ボランティア募集

(4)京都市立学校・幼稚園の情報

京都市立学校・幼稚園ホームページで学校園の情報を得ることができます。



▲京都市立学校・幼稚園ホームページ

(5)大学の担当者の方へ

- ア 学生の教職志望の確認の徹底
- イ 情報モラルについて徹底
- ウ 学習指導案の趣旨や作成方法に関する事前指導の徹底
- エ 指導教官による研究授業等への学校訪問
- オ 教育実習簿の記述項目の簡略化など学校の事務負担の軽減（大学等から受入校・園への依頼文「＜様式6＞教育実習の受入れについて（依頼）」は教育実習年度（令和9年4月以降）に送付してください。）

(6)教育実習中の連絡・相談

- ア 児童生徒に関する連絡・相談

教育実習中、児童生徒がトラブルを起こしたり、けがをしたりした場合は、すぐに担任又は近くの教員に連絡し、指示を仰いでください。また、相談等がある場合は、管理職や指導教員に声を掛けてください。

- イ ハラスメント等に関する相談

実習中にハラスメントと疑われる行為を受けた場合は、教育委員会までご相談ください。

[問合せ先]

京都市教育委員会 教員養成支援室

電話番号：075-342-3883

E-Mail：kyoinyosei@edu.city.kyoto.jp